定 款



→ → ₩ 社団法人 日本試験機工業会

JAPAN TESTING MACHINE ASSOCIATION

目 次

第1章	総	則		• 1
第1多	全 名	称	ý ······	. 1
第2条	争	務所	f ······	. 1
第2章	目	的及	び事業	. 1
第3条	€ 目	的	g	. 1
第4条	き 事	業	E	. 1
第3章	会	員		. 1
第5条	会 会	員の)種別	. 1
第6条	A	費の)負担	. 2
第7条	色 任	意退	로숙	. 2
第8多	冷 除	名お	3よび会員資格の喪失	. 2
第4章	総	会		. 2
第9条	€ 構	成	ξ	. 2
第10多	条 権	限	夏	. 2
第11多	た 開	催	<u>t</u>	. 3
第12条	~ 招	集		. 3
第13条	議	長		. 3
第14多	於 議	決権	笙	. 3
第15条	冷 決	議	隻	. 3
第16条	€ 議	事録	₹	. 3
第5章	役	員		. 3
第17条	6 役	負の)設置	. 3
第18条	会 役	負の)選任	. 4
第19条	色 理	事の)職務及び権限	• 4
第20多	ト 監	事の)職務及び権限	• 4
第21多	そ 役	負の)任期	. 4
第22多	ト 監	事の)解任	. 4
第23条	条 载	酬等	F	• 4
第24 <i>9</i>	⊱ 相	談役	設及び顧問	. 5

第6章	理事会	5
第25条	構 成	5
第26条	権 限	5
第27条	招 集	5
第28条	決 議	5
第29条	議事録	5
第7章	資産及び会計	5
第30条	事業年度	5
第31条	事業計画及び収支予算	5
第32条	事業報告及び決算	6
第8章	定款の変更及び解散	6
第33条	定款の変更	6
第34条	解 散	6
第35条	残余財産の帰属	6
第36条	余剰金	6
第9章	委員会	6
第37条	委員会	6
*** · · · · * ·		
第10章	事務局	7
第38条	事務局	7
केंद्र व व च्चेंट	-1	
	支 部	7
第39条	支 部	7
然10 幸	5 to the	_
	公告の方法	
第40条	公告の方法	7
第13章	附 則	7
4410 子	ND AU	7

一般社団法人 日本試験機工業会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本試験機工業会と称し、略称は日試工とする。英文では Japan Testing Machine Associationと表示し、略称はJTMとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、試験機及び環境試験装置(以下「試験機器」という。)の高度化とその 生産、販売及び貿易の改善向上を通じて、試験機器の総合的な発展を図るとともに、 この法人の会員と関連産業の繁栄に資し、もって日本経済の健全な発展に寄与するこ とを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 試験機器の品質、性能、精度に関する調査及び研究
 - (2) 試験機器に関する規格、基準の作成及び普及
 - (3) 試験機器の展示会開催、その他展示会への参加など試験機器の普及宣伝及び貿易振興施策の推進
 - (4) 試験機器の生産、販売市場及び貿易に関する市場調査
 - (5) 試験機器の行政施策に対する協力
 - (6) 関連業界との交流
 - (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

- 第5条 この法人に、下記の2種の会員を置く。
 - (1)正会員 試験機器の製造事業、販売事業、修理事業及び校正事業を営むもので、この法人の目的に賛同し入会した法人及び団体
 - (2) 賛助会員 前項に規定する者以外の者であって、この法人の目的に賛同し賛助 することを目的に入会した法人及び団体
 - 2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員とする。正会員は、総会において議決権を有する。
 - 3 賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。
 - 4 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定める規定に従って申し込みをし、そ

の承認を受けなければならない。

5 会員は、本会に対する代表者を届け出なければならない。代表者を変更したときも同様とする。

(経費の負担)

- 第6条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は総会において別に定める会費算定方式に基づく会費等を支払う義務を負う。既納の会費等は、理由のいかんを問わず返還しない。
 - 2 会員は、退会、除名及び会員資格の喪失の場合であっても、未履行の義務は免れることができない。

(任意退会)

第7条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名および会員資格の喪失)

- **第8条** 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会において、総正社員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、当該会員を除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。 その他除名すべき正当な事由があるとき。
 - 2 前項の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 第6条の支払い義務を6箇月以上履行しなかったとき。
 - (2) 総正会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が解散したとき。

第4章 総 会

(構成)

- 第9条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
 - 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第10条 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 常勤の理事及び監事に対する報酬等の額
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 会員の除名
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3箇月以内に一回開催するほか、必要がある場合には臨時総会を開催する。

(招集)

- 第12条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
 - 2 会長は、正会員に対し、総会の日の2週間前までに、招集通知を発しなければならない。
 - 3 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目 的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

- 第14条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
 - 2 社員総会に出席できない正会員は、議決権行使書面又は他の出席する正会員を代理人 として代理権を証明した委任書面をこの法人に提出することにより、その議決権を行 使することができる。
 - 3 前項の規定により書面又は代理人によって行使した議決権の数は、出席した正会員の 議決権の数に算入する。

(決議)

- 第15条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議 決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1)会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4)解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

- 第16条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議長及び総会で選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

- 第17条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事5名以上15名以内
 - (2) 監事3名以内

- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち、3名以内の副会長、1名以内の専務理事及び1名以内の常務 理事をおくことができる。
- 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の副会長、専務理事及び常務 理事をもって、法人法上の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第18条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
 - 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
 - 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

- 第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成 する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び 財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- **第21条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時 総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(監事の解任)

第22条 監事が心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき、または職務上の違反、その他監事としてふさわしくない行為をしたと認められるときは、第15条第2項に定める総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- **第23条** 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
 - 2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(相談役及び顧問)

- 第24条 この法人に、相談役及び顧問をおくことができる。
 - 2 相談役及び顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
 - 3 相談役及び顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問にこたえ又は意見を述べることができる。
 - 4 相談役及び顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
 - 5 相談役及び顧問に関する詳細は、別途理事会で定める。

第6章 理事会

(構成)

- 第25条 この法人に理事会を置く。
 - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(権限)

- 第26条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務遂行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第27条 理事会は会長が招集する。
 - 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 理事会を招集するものは、理事会の日の5日前までに各理事及び各監事に対し、その 通知を発しなければならない。

(決議)

- 第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものと見做す。

(議事録)

- 第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 出席した会長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第30条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 については、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に提出しなければならない。 これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号、第2号及び第6号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2 前項の書類のほか次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの を記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、第15条第2項に定める総会の特別決議によって変更することができる。 (解散)

第34条 この法人は、第15条第2項に定める総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第35条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法 人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは 地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第36条 この法人は剰余金の分配を行わない。

第9章 委員会

(委員会)

第37条 この法人に、委員会を設置することができる。委員会に関する詳細は、理事会が定める委員会規定による。

第10章 事務局

(事務局)

第38条 この法人の事務を処理する為に、事務局を設置することができる。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。
- 3 事務局職員の任免は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

第11章 支 部

(支部)

第39条 この法人に、理事会の決議により支部を設けることができる。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第13章 附 則

以下略

1948年(昭和23) 4月 1日 制定 1972年(昭和47) 6月29日 改訂 1974年(昭和49) 4月23日 改訂 1974年(昭和49)10月 3日 改訂 1975年(昭和50) 5月14日 改訂 1979年(昭和54) 5月22日 改訂 1996年(平成 8) 4月23日 改訂 (一社) 2019年(平成31) 4月 1日 改訂



● → ₩社団法人 日本試験機工業会

Japan Testing Machine Association (JTM)

〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-2-5 DK·Tビル5階

TEL: 03-5289-7885 FAX: 03-5289-7889

https://www.jtma.jp E-mail: jtm@jtma.jp